

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	不育症治療費助成金		
根拠法令	生駒市不育症治療費助成事業実施要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療や不育症治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症に係る治療費の助成事業は他に無いため、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。 子どもを望む夫婦の希望の実現を図ることを目的に不育症の検査及び不育症治療に係る費用の助成を行う。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1)治療期間中及び申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。 (2)治療期間中及び申請日において、夫婦のうちいずれかが、本市に住民登録を有する者であること。 (3)治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (4)申請日の前々月の月末において、夫婦のいずれもが、本市に納付すべき税を滞納していないこと。 (5)治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	不育症の検査及び治療を受けた者に対し、予算の範囲内においてそれらに要した費用の一部を助成する	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	産婦人科等を標ぼうする日本国内の医療機関において不育症又は不育症の可能性があると診断された者が、当該医療機関において受ける検査及び治療に係る費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	一治療期間ごとに助成の対象となる費用（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を150,000円とする。
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	150,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。子どもを望む夫婦の希望の実現を図るために、国の動向等に応じながら、費用自体を助成し経済的支援をすることが継続的に必要と考えられるため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
不育症治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加を図る。
R7年度の実績
3月末現在、1件の申請があり、助成額は31,000円（出生率は100%）

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	500	1,350	31	1,350	223	16.5%	1,200	501	41.8%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	500	1,350	31	1,350	223		1,200	501	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
不育治療の経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。不育症治療に要する費用を助成する本事業は社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
不妊治療や不育症治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症に係る治療費の助成事業は他に無いため、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。不育症治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため。	

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など） （上記のように評価した具体的理由） 不育症治療には高額な医療費がかかるため、まずその費用自体を助成し経済的支援をすることが必要と考えられるため。		A ない	
(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入） 令和4～7年度の過去4年間、不育症治療費助成事業の申請者の出生率は約100%であったことを踏まえると、本事業による補助金の交付の効果が認められると考えられるため。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。 （適合しない場合はその理由）		A 目的どおりである	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	×	医療機関の証明を添付	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	

(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	不妊治療や不育症治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症に係る治療費の助成事業は他に無いため、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。子どもを望む夫婦の希望の実現を図るために、国の動向等に応じながら、費用自体を助成し経済的支援をすることが継続的に必要と考えられるため。

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	妊婦一般健康診査等補助金		
根拠法令	生駒市妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査（1か月児）事業の実施及び費用助成要綱 生駒市新生児聴覚検査事業の実施及び費用助成要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	母子保健法第13条の規定に基づく妊産婦及び乳児（1か月児）に対する健康診査が適切に実施されるよう、その費用に対して助成を行うことにより、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助等を行い、妊産婦及び乳児の健康管理及び母子保健の増進を図ることを目的とする。また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査を実施し、その検査に要する費用を助成することで、新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図ることを目的とする。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	・市の住民基本台帳に記録されている妊産婦又は乳児 ・聴覚検査の未受検者であって、その受検する日において次のいずれかに該当する乳児の母親のうち、本市の住民基本台帳に記録されているもの (1)本市の住民基本台帳に記録されている生後60日に達するまでの間にある者（住民基本台帳への記録がされるまでの間にある者を含む。） (2)本市の住民基本台帳に記録されていない、生後60日に達するまでの間にある者であって、市に居住している実態を確認することができたもの	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊産婦及び乳児（1か月児）に対する一般健康診査、新生児聴覚検査	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査（1か月児）、新生児聴覚検査に要する費用	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	妊婦健康診査：110,000円 産婦健康診査：10,000円 乳児健康診査（1か月児）：6,000円 新生児聴覚検査：6,000円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	妊産婦健診等は一般的に保険適用外であり、高い自己負担率を軽減するものであるため
	補助限度額	上記補助単価は補助券を交付しており、1度の健診に使用できる補助券の枚数は券種により制限されているが、補助上限としては、健診費用と補助券額を比較して小さい方の額
	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
補助金の終期	終期	設定できない
	終期設定の根拠	妊婦一般健康診査等の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。また、産後における健診についても同様のことがいえる。妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあることから、その都度この目的を達成するために費用補助をする必要があることから継続と判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
費用助成を行うことにより、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助等を行い、妊産婦及び乳児の健康管理及び母子保健の増進を図る。
R7年度の実績
2,510,850円

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	2,172	3,238	2,511	2,690	2,032	75.5%	2,523	1,699	67.3%
国・県補助金	165	250	255	195	244		158	81	
その他特定財源									
一般財源	2,007	2,988	2,256	2,495	1,788		2,365	1,618	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金を交付することで、母子保健法第13条の規定に基づく妊産婦及び乳児(1か月児)に対する健康診査、また、新生児聴覚検査が適切に実施され、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助を行い、母性の健康維持及び健康増進を図れていると判断したため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
産後うつや虐待との問題が生じている現在において、その対策として妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目ない支援ができる環境づくりが急務となっている。妊婦一般健康診査等を受診しやすい環境整備を行うことが切れ目ない支援づくりの一助となっているため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
妊婦一般健康診査等の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。	

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など）		A ない	
（上記のように評価した具体的理由）			
妊婦健診等を実施する日本国内の医療機関すべてに委託することができないため、代替え策はない。			
(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
具体的な数値はないが、妊婦一般健康診査費等補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児、また新生児、乳児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
（適合しない場合はその理由）			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					

(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。				
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。				
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。				

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	妊婦一般健康診査の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。また、産後における健診についても同様のことがいえる。妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあることから、その都度この目的を達成するために費用補助をする必要があることから継続と判断する。

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	生駒市妊娠判定受診料補助金		
根拠法令	生駒市妊娠判定受診料補助事業実施要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	妊娠についての正しい理解を深め、母体や胎児の健康の保持及び増進を図るうえで、妊婦健康診査は非常に重要である。妊娠に関する経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図ることを目的として、妊娠判定受診料の公費負担を行う。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	妊娠判定受診日に生駒市民であり、世帯の構成員（対象者本人及び対象者と扶養義務関係がある者に限る。）の当該年度の市民税（当該年度の市民税が確定していない場合は、前年度の市民税）が非課税である世帯に属する女性。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	初回の産科受診料の費用の助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	妊娠判定で受診した診察、尿検査及び超音波検査の費用 (ただし、超音波検査については医療機関が必要と判断して実施した場合に限る)	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	妊娠判定に関し各医療機関が定める額とする。ただし、1回あたりの公費負担額の上限は7,000円。同一対象者に対する妊娠判定の公費負担回数は、1年度2回まで。ただし、1回目の妊娠判定検査によっても妊娠が判明せず2回目の申請があった場合は、対象者に妊娠に関する情報提供、指導を行う。
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	妊娠判定検査は保険適用外となり、高い自己負担率を軽減するものであるため
	補助限度額	1回あたり7,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	妊娠初期からの支援体制を確保するものであり、終期を設定できるものではない

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
妊娠に関する経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図る。

R7年度の実績
2件 7,500円

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	35	42	7	21	19	90.5%	14	10	71.4%
国・県補助金	17	21	3	10	9		7	5	
その他特定財源									
一般財源	18	21	4	11	10		7	5	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
妊娠に関する経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
健やかな妊娠・出産を迎えるためには妊娠初期から定期的に妊婦健診を受診することが重要である。経済的な理由で受診を控えている方を対象に、妊娠判定に要する費用を助成する本事業は、少子化が進む現在の社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
妊娠判定に係る経費については助成事業が他になく、経済的な理由で受診を控える夫婦も少なくない現状がある。妊娠を確認する初回の受診料を市が関与して助成することで、妊娠初期からの支援体制を確保することが出来るため、継続する必要がある。令和5年4月から国の補助が開始したが、直接補助ではなく、間接補助であるため、市の関与は今後必要である。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	C ある
(上記のように評価した具体的理由)	
当補助金は現在、申請時点で既に妊娠判定を受診済である者には申請者に補助金を、未受診の者については、受診券を交付し、委託医療機関に支払いを行っている。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
具体的な数値はないが、初回の産科受診の費用助成を行うことで、受診控えが少なくなり、妊娠初期から子育てまでの切れ目のない支援につながると考えられるため	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	妊娠判定に係る経費については助成事業が他になく、経済的な理由で受診を控える夫婦も少なくない現状がある。妊娠を確認する初回の受診料を市が関与して助成することで、妊娠初期からの支援体制を確保することが出来るため、継続する必要がある。

補助金シート（令和8年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	生駒市アピアランスケア支援事業補助金
根拠法令	生駒市がん患者のアピアランスケア支援事業実施要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	がん患者のがん治療に伴う外見の変化による心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	薬物療法・放射線治療による脱毛や手術による乳房切除など、がん治療による外見の変化を補完する補整具を購入した者。(全年齢対象)	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	医療用ウィッグまたは乳房補整具の購入費	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	1/2
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	補整具(ウィッグ又は乳房補整具) 1種類につき上限20,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和9年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	助成件数（累計）	件	300	R12
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	130	50	50	50	50	50
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,500	1,246	1,246	1,020	1,020	100.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	750	623	623	510	510				
その他特定財源									
一般財源	750	623	623	510	510				

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
がん治療に伴う外見の変化による心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることができる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
公的医療保険や医療費控除の対象とならないため、経済的負担の軽減を行うことができる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
県内各市町村でも助成を実施しており、当市で実施することについても基本的方針に合致する。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
NP0法人などの団体が共助の取り組みを行っているが、すべての自治体にその団体が存在するわけではなく、またそのような団体の補助を行う資金源も寄附等に頼っており全国の市民を賄うほどの資金力はない。そのため市で補助金を交付することにより市民でがんの治療により苦しんでいる方の心理的、経済的負担軽減を図ることができる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
医療用ウィッグや乳房補整具については、個々人の身体的な特徴に合わせた対応が必要であるため、現物を直接給付するなどでは目的を果たすことができない可能性が高い。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
医療用ウィッグや乳房補整具については、公的医療保険や医療費控除の対象とならないため、全額自己負担となっており、補助を実施することにより経済的負担の軽減を行うことができる。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する助成であり申請時点で、補助対象者、対象経費を確認するため
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
② 拡大	昨年度は想定を超える件数の申込があったため、予算規模を広げ（補助内容は変更せず）、助成対象者の拡大を図る。

補助金シート（令和 8 年度）

	所属	健康課
補助金名称	予防接種補助金	
根拠法令	生駒市予防接種補助金交付要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	予防接種は原則居住地での接種であるが、保護者が里帰りをしている場合や被接種者が長期入院しているなど、通常の方法により定期接種を受けることが困難な場合に、予防接種を受ける機会を確保するという目的で導入された。（定期接種実施要領第 1 の 2 1 より）	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	平成 9 年 4 月 1 日付けで奈良県知事、奈良県市長会長、奈良県町村会長、奈良県医師会長との間に交わした「覚書」で規定する接種制度（1 次接種、2 次接種、慢性疾患 1 次接種）が利用できない場合で、かつ、次に掲げる理由により予防接種を受けた市民 (1)小児の定期予防接種について、市内にかかりつけ医がない(2)市外の医療機関に入院し、又は市外の介護老人福祉施設等に入所(3)介護保険認定者が市外家族宅で療養(4)市外で里帰り出産	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種を受けた者に対し、接種に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するもの	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種に要する経費	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	補助対象者が負担した予防接種費用
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種であるため
	補助限度額	当該年度に委託先と契約及び覚書で締結した予防接種。ただしB類疾病の定期予防接種（高齢者肺炎球菌・带状疱疹・インフルエンザ・新型コロナ）については接種単価から個人負担金を引いた額
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	予防接種費用が高額なものもあり、やむを得ず市内指定医療機関では接種できない方に対する費用の補助である。予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民に接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。対象者によって県外医療機関での接種が一時的なものであったり、その半面期間が未定であったりするため、補助を継続する必要があると判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
補助金を交付することで、市内医療機関で接種できない方にも定期接種を受ける機会を確保することを図る。
R7年度の実績
3月末現在、小児接種35件の申請、助成額は504,000円。 高齢者接種（インフルエンザ・新型コロナ・带状疱疹）275件の申請、助成額は1,940,000円。

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	5,166	4,074	2,444	3,772	3,101	82.2%	2,748	1,970	71.7%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	5,166	4,074	2,444	3,772	3,101		2,748	1,970	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
予防接種費用は高額なものもあり、やむを得ず市内指定医療機関では接種できない方への費用の補助であるため福祉向上の増進につながっているといえる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
安全で、安心して健康に暮らせるまちという取り組みの中で、やむを得ず県外で生活している方に保障や費用面においても安心して予防接種が受けられる体制を整備することは合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
定期予防接種の実施主体は市町村であるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
平成9年4月1日付けで奈良県知事、奈良県市長会長、奈良県町村会長、奈良県医師会長との間に交わした「覚書」で規定する接種制度（県内乗り入れ制度）が利用できない県外医療機関での接種者を対象としている。	
(3) 補助の効果（成果）	
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）	
毎年、一定数の申請件数を維持しており、高い接種率を維持できている。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	予防接種費用は高額なものもあり、やむを得ず市内指定医療機関では接種できない方への費用の補助である。予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。対象者によって県外医療機関での接種が一時的なものであったり、期間が未定であったりするため、補助を継続する必要があると判断する。

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	一般不妊治療費助成金		
根拠法令	生駒市一般不妊治療費助成事業実施要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。平成28年度からは不育症治療費助成制度を実施しているが、妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できる。子どもを望む夫婦の希望の実現を図ることを目的に不妊症の検査及び一般不妊治療に係る費用の助成を行う。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	以下要件を全て満たす者 ・治療期間中及び申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） ・治療期間中及び申請日において、夫婦のうちいずれかが、本市に住民登録を有する者であること。 ・治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること。 ・申請日の前々月の月末において、夫婦のいずれもが、本市に納付すべき市税を滞納していないこと ・治療開始日における妻の年齢が、43歳未満であること。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を予算の範囲内において助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	産婦人科又は泌尿器科を標榜する日本国内の医療機関において不妊症と診断された者が、当該医療機関において受ける不妊検査及び不妊治療（男性不妊を含む）に係る費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	医療保険の適用を受ける診療に係る本人負担分の費用の額及び医療保険の適用を受けない診療に係る費用の額の夫婦の合計額（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額。）の2分の1の額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	50,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため、継続が必要と判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
一般不妊治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加を図る。
R7年度の実績
3月末現在、114件の申請があり、助成額は2,880,000円（1件あたりの平均助成額は25,263円、妊娠成功率は44.7%）

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	2,400	4,500	2,886	6,000	2,222	37.0%	7,360	2,044	27.8%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	2,400	4,500	2,886	6,000	2,222		7,360	2,044	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
不妊治療の経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は、約4.4組に1組ともいわれており、実際に不妊治療を受ける夫婦も年々増加している。高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成する本事業は社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため。	

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など） （上記のように評価した具体的理由）		A ない	
不妊治療には高額な医療費がかかるため、まずその費用自体を助成し経済的支援をすることが必要と考えられるため。			
(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
一般不妊治療費助成事業の申請者数は昨年度より28件増加しており、そのうち妊娠成立した件数が毎年平均約30%あることを踏まえると、本事業による補助金の交付の効果が認められると考えられるため。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	×	医療機関の証明を添付	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	

(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。また、様々な少子化対策を講じているものの、出生数は減少し続けている。妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため、継続が必要と判断する。

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金		
根拠法令	生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	骨髄ドナーに対し助成金を交付することにより、通院等に伴う経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植を推進することを目的とする	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	次のいずれにも該当する者（1）骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した者（2）骨髄等を提供した日において、住基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住基本台帳に記録されている者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	健康診断、自己血貯血のための通院、骨髄等の採取のための入院の日数、その他骨髄バンク・医療機関が必要と認める通院・入院	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	健康診断、自己血貯血のための通院、骨髄等の採取のための入院の日数、その他骨髄バンク・医療機関が必要と認める通院・入院に係る経費	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	2万円に上記補助対象経費の日数の総数を乗じて得た額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	患者負担額は数万円から30万円程度と言われているが、採取施設や入院日数によって異なるため、上記補助額となる
	補助限度額	140,000円/回
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和10年3月31日
補助金の終期	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	補助金申請数（累計）	件	12	12
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	0	2	2	2	2	2
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標

R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	280	280	0	280	240	85.7%	280	140	50.0%
国・県補助金	140	140	0	140	120		140	70	
その他特定財源									
一般財源	140	140	0	140	120		140	70	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄移植ドナーに対して助成金を交付することにより、通院等に伴う経済的な負担の軽減を図ることで、骨髄等の移植の推進につながると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄バンクに登録して骨髄移植を行う場合、骨髄を提供するための入院の前段階での通院・自己血貯血や検査・骨髄移植のための入院に1週間程度必要になる。しかし、全国的にも移植のための特別休暇を整備している事業所は少なく、複数日休暇を取ることのハードルは高い状況下において、助成による経済的な負担の軽減は社会情勢・ニーズに適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
県内各市町村でも助成を実施しており、当市で実施することについても基本的方針に合致する。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄移植のための特別休暇を整備している会社、事業所が未だ少ない現状、助成という形で市が関与し、骨髄移植ドナーの経済的負担の軽減を図ることが、骨髄移植の推進につながると考えられるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄移植のための特別休暇を整備している会社、事業所が未だ少ない現状、助成という形で市が関与し、骨髄移植ドナーの経済的負担の軽減を図ることが、骨髄移植の推進につながると考えられるため。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
経済的、心理的負担を軽減することにより、骨髄等の提供者の増加に資する。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	骨髄バンクに登録して骨髄移植を行う場合、骨髄を提供するための入院の前段階での通院・自己貯血や検査・骨髄移植のための入院に1週間程度必要になる。しかし、全国的にも移植のための特別休暇を整備している事業所は少なく、複数日休暇を取ることのハードルが高い状況下において、助成による経済的な負担の軽減を図ることにより、骨髄移植を推進する必要があるため。

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	食品衛生協会等補助金		
根拠法令	生駒市食品衛生団体等補助金交付要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする活動を行う団体等に対して、当該事業に要する経費について補助金を交付し、公衆衛生の向上及び増進を図るため	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	所在地及び主たる活動場所が生駒市内である市民活動団体、NPO法人、任意団体等の団体で、補助事業の実施を主たる目的とするもの	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	食品衛生思想の普及啓発に関する事業、食品衛生講習会の開催に関する事業、食品衛生指導員等による巡回指導に関する事業、食品関係営業施設従事者の保菌検査の奨励に関する事業、その他食品衛生の向上及び増進を図るため市長が適当と認める事業	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	食品衛生思想の普及啓発に関する事業、食品衛生講習会の開催に関する事業、食品衛生指導員等による巡回指導に関する事業、食品関係営業施設従事者の保菌検査の奨励に関する事業、その他食品衛生の向上及び増進を図るため市長が適当と認める事業に係る費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	1 団体につき270,000円
	補助率が2 分の 1 を超える場合はその理由	対象事業は定められているが、運営費補助の要素が強いため
補助率・補助単価 補助限度額	補助限度額	270,000円
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
補助金の終期	終期	令和10年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
上記補助対象事業が適正に実施され、公衆衛生の向上及び増進が図られること。

R7年度の実績
1 件、1 団体に184,000円交付

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	270	270	184	270	115	42.6%	270	192	71.1%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	270	270	184	270	115		270	192	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
食品衛生指導員の資格を有する会員を中心に、食中毒広報活動や食品施設巡回指導等を通じて広く食中毒予防を呼びかけ、食中毒予防講習会、食品衛生講習会などに取り組むことで、食中毒を含む食品事故の防止に努めているため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の義務づけや、健康増進法改正に伴う望まない受動喫煙の防止への取組等、社会情勢の変遷に対応した取り組みの強化を行うことで、市民の安全につながる活動を行っているため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
令和6年度までの第3期食育推進計画、令和7年度から6年間を計画期間とする第4期食育推進計画を策定し、食育を推進するための様々な施策を展開しており、市の政策方針とも合致する。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
食品衛生協会の活動は、食中毒予防や受動喫煙対策等、食品衛生の向上のための活動であり、市民の健康を守るものであることから市の関与も必要であると考えられる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
食品関係営業の全業種を包摂する食品衛生においての唯一の指導団体であり、代替策はないと考えられる。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
奈良県内における食中毒の発生件数は過去5年間(R3~R7年度)で計26件発生しているが、生駒市内においては発生しておらず、同協会の活動による食中毒予防の活動に対して、効果が認められる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		食品衛生協会 生駒支部		(2) 団体等の構成人数		335 人	
				うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称		(1)に同じ					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）							
市が事務局業務を行っている				有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している				その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由							
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)							
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
歳出決算総額		903	1,145	971	755	726	
歳入決算総額		903	1,145	971	755	726	
うち前年度繰越金		448	542	248	257	86	
積立金（R6年度末現在高）							
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		無		有の場合出資額		千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理					判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。				○	会員からの会費の確保、また経費削減に取り組んでいる。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。				○	監査委員により適正に監査がなされている。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。				○	経費の領収書が提出され、対象・対象外の確認が明確にとれる。		

6 令和8年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	食品衛生協会は、食品関係営業の全業種を包摂する食品衛生における唯一の指導団体である。同協会の活動は、食中毒予防や受動喫煙対策等、食品衛生の向上のための活動であり、市民の健康を守るものであることから市の関与も必要である。また、上記の活動を行うことで、公衆衛生の向上及び増進を図るため継続して行う必要があることから継続が必要と判断する。

補助金シート（令和8年度）

	所属 健康課
補助金名称	生駒市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金
根拠法令	生駒市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	若年者の末期がんの患者が、住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	①40歳未満の生駒市民②一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態にいたった(がん末期)と医師に診断され、在宅生活への支援・介護を必要とする③他の制度で同等の助成や給付を受けていない 上記①～③の全てに該当する者		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	訪問介護に相当するサービス、訪問入浴介護に相当するサービス、福祉用具貸与に相当するサービス、特定福祉用具販売に相当するサービス		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	9/10	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	介護保険が適用される40歳以上の方の介護サービスの自己負担割合は、原則1割負担であり、それと同等の補助率。	
	補助限度額	54,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	設定できない	
	終期設定の根拠	40歳未満の末期がん患者が在宅療養する場合は、公的な助成制度がない。制度を設けることで患者本人だけでなく、家族の皆さんの負担軽減も図ることができるため、市が継続的に関与する必要があると判断する。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
支援を行うことで患者本人だけでなく、家族の方の負担軽減も図る

R7年度の実績
R7補助金額27,500円

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	432	720	28	720	0	0.0%	162	0	0.0%
国・県補助金	0	0	0	0	0		0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	0		0	0	
一般財源	432	720	28	720	0		162	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
家族の経済的な負担を考慮して在宅療養を避けるケースもあるため、制度を設けることで患者本人だけでなく、家族の皆さんの負担軽減も図ることができる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
40歳未満は公的な助成制度がないため、経済的負担の軽減を行うことができる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
人間らしく最期を迎えることを支えるための医療やケアを支援するものであり、人権を尊重するという面で基本的方針に合致する。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
40歳以上の末期がん患者が在宅療養する場合は介護保険制度が利用できるが、40歳未満は公的な助成制度がない。家族の経済的な負担を考慮して在宅療養を避けるケースもあるため、制度を設けることで患者本人だけでなく、家族の皆さんの負担軽減も図ることができるため、市が関与する必要があると考えられる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
40歳未満の末期がん患者が在宅療養する場合の費用負担の軽減は、補助金の交付以外に手段がないため。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
40歳未満の末期がん患者が在宅療養する場合の費用負担の軽減は、補助金の交付以外に手段がないため。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	請求時に利用サービス、経費を確認するため
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	40歳未満の方が在宅療養する場合の費用負担の軽減は、本補助金の交付以外に代替手段がなく、制度を維持し、補助制度を継続実施することが妥当と判断するため。

補助金シート（令和8年度）

	所属	健康課
補助金名称	乳幼児健康診査助成金	
根拠法令	生駒市委託外医療機関乳幼児健康診査補助金交付要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。） 乳幼児健診は市内医療機関と委託契約を行い実施している。里帰りや疾病等のやむを得ない事情で委託外の医療機関で乳幼児健診を受診した場合、自費での受診となるが、その費用を補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査結果の把握を行うことにより、必要な支援に繋げることを目的とする。	
	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。） 乳幼児（受診の日において本市に住所を有する者に限る。）を養育する者	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。） 委託外医療機関において受診した乳幼児健康診査	
	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。） 乳幼児健康診査にかかる受診料	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	受診に要した費用の額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	委託外医療機関での受診は、現在は任意での受診ととらえ、受診費用は保護者の全額負担となっており、高額となるため
	補助限度額	当該年度に本市が締結した乳幼児健康診査に係る委託契約に基づく委託単価の額
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	令和9年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
費用助成を行うことにより、指定医療機関で健診を受診できない対象者にも受診の機会を確保し、母子の健康の増進を図る。

R7年度の実績
0件

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	30	169	0	1,745	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	30	169	0	1,745	0		(R6開始)		

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
委託外医療機関での乳幼児健康診査受診費用を補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査結果の把握がより確実なものとなり、必要な支援に繋げることが可能になるため、福祉向上と利益増進につながると考えられる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
委託外医療機関で健康診査を受診した場合、現在は任意での受診ととらえ、受診費用は保護者の全額負担となっており、経済的な負担が生じているため、費用補助は経済的負担を減らすニーズに適合すると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
乳幼児健康診査の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
乳幼児健康診査を実施する日本国内の医療機関すべてに委託することができないため、代替策はない。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
実績は未だないが、補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図ることができると考えられるため。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	診査録
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	委託外医療機関での乳幼児健康診査受診費用を補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図るために必要であるため。

補助金シート（令和8年度）

	所属 健康課
補助金名称	産前産後家事支援サービス助成金
根拠法令	生駒市産前産後家事支援サービスの実施及び費用助成要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	核家族化が進み、サポートを受けることができない子育て世帯が増える中、家事支援サービスの利用を支援することにより、家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整え、こどもの虐待の未然防止を目的とする。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	次の項目の全てに該当する方 ・利用日時点で生駒市内に在住し、生駒市の住民基本台帳に登録されている者 ・妊婦又は1歳未満の子を養育している者(流産し、又は死産した場合を含む)(妊娠届を提出した日から子の1歳の誕生日の前日まで) ※ただし、上記項目にかかわらず、1歳未満の児童を養育している場合、既に同一世帯において当該児童に係るクーポン券の交付を受けた者があるときは、助成の対象外		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	調理、洗濯、掃除などの家事援助、調乳や着替えの準備、片付けなどの育児援助		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	20,000円を上限とし、助成対象者1人につき、券面の金額が1,000円のクーポン券を20枚配布。		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	助成対象者1人につき、1,000円のクーポン券を20枚配布	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	クーポン券を配布し、補助上限を設定しているため	
	補助限度額	20,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	令和8年6月末に終了	
	終期設定の根拠	こども家庭センター実施の子育て世帯訪問支援事業へ業務を統合するため	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
本事業は6月末に終了し、こども家庭センター実施の子育て世帯訪問支援事業へ業務を統合するため、対象者への周知を行い、円滑な移行を図る。
R7年度の実績
3月末現在、クーポン券配布数は286件であり、利用実人数は115件（利用率：40.2%）。

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,000	5,000	1,957	5,000	1,469	29.4%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	1,000	5,000	1,957	5,000	1,469		(実施なし)	(実施なし)	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
家事支援サービスの利用を支援し、家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整える一助となっている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
核家族化が進み、サポートを受けることができない子育て世帯が増える社会状況を考えると、現在の社会情勢や市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整えるためには市の関与が必要であると考えます。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
登録事業者それぞれの事務実情(家事支援クーポン券での対応が困難)に合わせて事業を行っており、登録事業者を増やすことが市民の利便性につながるため補助金の交付は必要である。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
家事支援サービスの利用を支援することにより、家事・育児への負担感を軽減する一助となるため。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	核家族化が進み、サポートを受けることができない子育て世帯が増える中、家事支援サービスの利用を支援することにより、家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整えることは現在の社会情勢や市民ニーズに適合していると考え。また、6月末で事業は終了とし、こども家庭センター実施主体の子育て世帯訪問支援事業が役割を引き継ぐこととなるため、現状維持とする。

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	生殖補助医療・先進医療治療費助成		
根拠法令	生駒市生殖補助医療等助成事業実施要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。） 令和7年4月から奈良県が「不妊治療費助成を行う市町村への補助事業」を実施するにあたり、本市においても不妊治療のうち、生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）や先進医療（厚生労働省より告示されているものに限る）に要する経費を助成することにより、不妊に悩む夫婦等の経済的負担の軽減を図る。		
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。） 次の項目の全てに該当する方 ①生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがない等との診断をされた者 ②治療開始日における妻の年齢が43歳未満 ③夫婦のうち、どちらか一方が治療期間の初日から申請日までの間、奈良県内に在住し、かつ、申請日に本市に住民登録を有する者 ④夫婦のいずれもが医療保険各法に基づく被保険者・被扶養者 ⑤夫婦のいずれもが市税を滞納していない ⑥事実婚の場合、出生した子について認知を行う意向がある		
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。） 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療のうち、生殖補助医療並びにこれに併せて行われる先進医療に要する費用の一部を予算の範囲内において助成		
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。） 産婦人科又は泌尿器科を標榜する日本国内の医療機関において生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがない等との診断された者が、当該医療機関において受ける不妊検査及び不妊治療（男性不妊を含む）に係る費用		
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）		
	補助率・補助単価	（1）保険診療により実施した生殖補助医療に要した医療費…健康保険法第63条に定める療養の給付について、同法第74条に定める一部負担金から、同法第115条に定める高額療養費及び健康保険組合等が実施する付加給付に相当する額を除く、本人が負担する額の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） （2）生殖補助医療のうち、保険適用の回数の上限を超過したため、全額自費診療となった生殖補助医療に要した医療費…本人が負担する額の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） （3）厚生労働大臣が先進医療として告示した技術等のうち、(1)又は(2)に追加して実施した生殖補助医療に係るものに要した医療費…本人が負担する額の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由		
	補助限度額	（1）および（3）は50,000円 （2）は150,000円	

補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への生殖補助医療・先進医療治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため、継続が必要と判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
生殖補助医療・先進医療治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加を図る。
R7年度の実績
3月末現在、174件の申請があり、助成額は9,430,000円（1件あたりの平均助成額は54,195円、妊娠成功率は79.4%）

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	12,000	20,000	9,430	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	6,000	10,000	4,715						
その他特定財源									
一般財源	6,000	10,000	4,715	(実施なし)	(実施なし)		(実施なし)	(実施なし)	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
不妊治療の経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は、約4.4組に1組ともいわれており、実際に不妊治療を受ける夫婦も年々増加している。高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成する本事業は社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	

(2) 必要性			
① 市が関与する妥当性はあるか。		A 大いにある	
(上記のように評価した具体的理由)			
現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への生殖補助医療・先進医療治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため。			
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)		A ない	
(上記のように評価した具体的理由)			
不妊治療には高額な医療費がかかるため、まずその費用自体を助成し経済的支援をすることが必要と考えられるため。			
(3) 補助の効果(成果)			
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。		A 期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)			
令和4年度から不妊治療は保険適用になり、一般不妊治療から生殖補助医療へステップアップするハードルは下がっている。また、現在不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、今後も申請者数の増加が見込まれる。実際に生殖補助医療の治療をされ妊娠に至った割合は79.4%と約8割の方が成功していることを踏まえると、本事業による補助金交付の効果が期待できると考えられるため。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	医療機関の証明を添付
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況(※運営費補助の場合のみ記載)

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人
		うち臨時職員		人
(3) 交付先の構成団体の名称				
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)				
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)		
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由				

(6) 補助金交付先の収支状況					(千円)
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への生殖補助医療・先進医療治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため、継続が必要と判断する。

補助金シート（令和8年度）

	所属	健康課
補助金名称	生駒市任意予防接種費用補助金	
根拠法令	生駒市任意予防接種費用補助金交付要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。） 定期予防接種の対象となる期間に何らかの理由により、期間を過ぎてから対象の予防接種を任意接種で受けた者に対し費用補助を行い、定期接種者と同様に接種の機会を確保する目的で導入。ひいては、疾病の重症化予防、集団の感染拡大の防止、経済的支援に繋げるものである。	
	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。） 別表のとおり	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。） 上記対象者に対し、接種に要する費用（上限あり）を予算の範囲内において補助金を交付するもの	
	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。） 予防接種に要する費用（上限は定期接種時の委託料に準ずる）	
補助対象経費	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	補助対象者が負担した予防接種費用（上限あり）
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種に基づいて実施されるものであるため
	補助限度額	当該年度に委託先と契約した定期接種の委託料を上限とする
補助率・補助単価 補助限度額	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	予防接種費用は高額なものもあり、やむを得ず対象期間内で接種できない方への費用の補助である。予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。経年的に対象者は存在するため補助を継続する必要があると判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
補助金を交付することで、定期接種期間内を過ぎた方にも（任意）予防接種を受ける機会を確保することを図る。

R7年度の実績
3月末現在、麻しん・風しんの混合接種 3件の申請、助成額は 30,128円。 麻しん接種 0件の申請、助成額は 0円。 風しん接種 0件の申請、助成額は 0円。

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	230	232	31	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	230	232	31						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
予防接種費用は高額なものであり、定期接種の機会を逃してしまった市民の費用の補助であるため福祉向上の増進につながっているといえる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
安全で、安心して健康に暮らせるまちという取り組みの中で、定期接種の機会を逃してしまった市民に対し保障や費用面においても安心して予防接種が受けられる体制を整備することは合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
定期予防接種の実施主体は市町村であり、その定期接種を逃してしまった方への救済措置として必要であると考ええる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
本来なら定期接種期間内で指定医療機関等にて委託による実施を行っているが、何らかの理由で接種期間を過ぎて(任意)予防接種をした者を対象としているため指定医療機関の限定が困難であることから、補助金を交付する方法が適当であると考ええる。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
毎年、一定数の申請件数を維持しており、高い接種率を維持できている。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	請求時に、接種状況及び接種費用を予診票や領収書等で確認しているため。
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	個人の予防接種費用が100万円を超えることはないため。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	予防接種費用は高額なものもあり、やむを得ず定期接種期間内に接種できない方への費用の補助である。予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられるため、補助を継続する必要があると判断する。

別表（第2条関係）

ワクチンの種別	助成対象者	上限回数
麻しん風しん混合ワクチン （麻しん又は風しん罹患者 は単抗原又は風しん単抗 原ワクチンも可）	1期：接種時の年齢が2歳以上3歳未満の者で、過去に麻しん及び風しんに係る予防接種を受けたことがないもの。 2期：接種時に小学校就学の始期に達する日から小学校2年生の始期に達する日の前日までの間にある者で、過去に麻しん及び風しんに係る予防接種を受けた回数が1回以下であるもの。	各期1回
水痘ワクチン	接種時の年齢が3歳以上4歳未満の者で、過去に水痘の予防接種を受けた回数が1回以下であるもの。	2回
日本脳炎ワクチン	1期：接種時の年齢が7歳6か月以上8歳6か月未満の者で、過去に日本脳炎の予防接種を受けた回数が2回以下であるもの。 2期：接種時の年齢が13歳以上14歳未満の者で、過去に日本脳炎の予防接種を受けた回数が3回以下であるもの。	1期：3回 2期：1回
子宮頸がんワクチン	接種時の年齢が高校2年生相当である者で、過去に子宮頸がんの予防接種を受けた回数が2回以下であるもの（15歳未満で接種を開始し、5か月以上あけて2回接種した者を除く。）	3回

補助金シート（令和8年度）

		所属	健康課
補助金名称	生駒市里帰り中の産後ケア事業利用費用助成金		
根拠法令	生駒市産後ケア事業実施要綱 生駒市産後ケア事業クーポン券発行要綱 生駒市里帰り中の産後ケア事業利用費用助成金交付要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう支援することを目的に産後ケア事業を実施しており、里帰り等の理由で本市が契約している施設以外での産後ケア事業を利用した場合の費用を補助することで、子育て世代の経済的負担を解消する。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	・ 生駒市内に住所を有する出産後1年未満の女子及び自宅において養育が可能な乳児であって、産後ケアを必要とする者。※当該女子のみの利用を妨げるものではない。 ・ 流産又は死産後1年未満の女子 ・ 地域の保健・医療・福祉・教育機関等の情報から市長が支援が必要と認める者	
	ただし、以下のいずれかに該当する者は、対象者より除く。 (1) 母子(流産又は死産後1年未満の女子を含む。以下同じ。)のいずれかが感染性疾患(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患している者 (2) 母親に入院加療の必要がある者 (3) 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親(医師により本事業において対応が可能と判断された母親を除く。)	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	ショートステイ(宿泊型)、デイケア(通所型)、アウトリーチ(居宅訪問型)のいずれかのサービス形態により、個人のニーズに合わせて下記のケアを組み合わせ、個別的なケアを行う。 (1) 保健指導、栄養指導 (2) 心理的ケア (3) 適切な授乳が実施できるためのケア (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談 (5) その他必要な保健指導及び情報提供	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	産後ケア事業に係る費用とし、利用回数は助成対象者一人につき以下を上限とする。 ・ 宿泊型：6泊7日 ・ 日帰り型、訪問型：併せて7回	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	宿泊型：50,000円、多胎加算宿泊型：20,000円 日帰り型：22,000円、多胎加算日帰り型：10,000円 訪問型：10,000円、多胎加算訪問型：2,000円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	上記補助単価は契約施設との委託料より設定しており、利用者が当該事業に要した費用の額と上記上限額を比較して小さい方の額(ただし、自己負担額を控除した額)
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	里帰り等の理由で、本市が契約している施設以外での産後ケア事業の利用を望む者がおり、契約施設利用者と同様、産後ケア事業の対象者として対応することが望ましいため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
費用助成を行うことにより、産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族がすこやかな育児ができるための適切な援助等を行い、産婦及び乳児の健康管理及び母子保健の増進を図る。
R7年度の実績
R7年度実績なし(R8.2月開始)

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,464	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	1,027								
その他特定財源	93								
一般財源	344								

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金を交付することで、里帰り等の理由で本市が契約している施設以外でも産後ケア事業を利用することができる。そのため、産後に育児不安や育児困難を抱える産婦に対し適切な援助を行い、母子の健康維持及び健康増進を図ることができる想定される。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
産後鬱や虐待との問題が生じている現在において、その対策として妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援ができる環境づくりが急務となっている。出産後に里帰り先で産後ケア事業を利用しやすい環境整備を行うことが切れ目のない支援づくりの一助となっているため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
産後ケア事業の利用及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。	

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など） （上記のように評価した具体的理由）		A ない	
産後ケア事業を実施する日本国内の施設すべてに委託することができないため、代替え策はない。			
(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		A 認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		A 期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
R7年度途中より開始する事業であるため具体的な数値はないが、産後ケア事業補助を行うことで、里帰りしている産婦が産後ケア事業を利用することができ、育児不安の軽減によって産後鬱などのリスク軽減の一助となると考える。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○		
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	該当なし	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	

(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	産後ケア事業の費用補助を行うことで里帰りしている産婦が産後ケア事業を利用することができ、育児不安の軽減によって産後鬱などのリスク軽減の一助となると考える。母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう支援する目的を達成するために費用補助をする必要があることから継続と判断する。

補助金シート（令和8年度）

	所属 健康課
補助金名称	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金
根拠法令	生駒市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費用助成金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	妊婦が安全安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、自宅または里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊婦の経済的負担に鑑み、出産にかかる交通費及び宿泊費の助成を行う。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	本市に住所を有する者で、以下のいずれかに該当する者 ①住所地（又は里帰り先の居住地）から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動を要する妊婦 ②医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動を要する妊婦	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	自宅や里帰り先から遠方の分娩取扱施設までの分娩時の移動にかかる交通費と宿泊費の一部を助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	(1) 交通費：住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分） (2) 宿泊費：出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で待機する場合の宿泊に要した費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	(1) 交通費 ・タクシーの場合：実費額の8割 ・自家用車の場合：移動距離（km）に37円を乗じた額の8割 ・上記以外の手段の場合：生駒市の規定に準じた額（実費額を上限）の8割 (2) 宿泊費 実費額から、1泊当たり2,000円を控除した額（最大14泊） ※交通費・宿泊費共に100円未満は切り捨て
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	国の「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」にて補助率が定められているため
補助率・補助単価 補助限度額	補助限度額	(1) 交通費 タクシー及び自家用車以外の移動手段で移動した場合は、生駒市職員等の旅費に関する条例に準じた上限とする。 (2) 宿泊費 生駒市職員等の旅費に関する条例に準じて算出した額を上限とする。
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
補助金の終期	終期	令和12年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
費用助成を行うことにより、妊婦本人の居住地にかかわらず安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現することで、妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。
R7年度の実績
R7年度実績なし

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	119	119	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	88	88	0						
その他特定財源									
一般財源	31	31	0						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金を交付することで、妊婦本人の居住地にかかわらず、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現することができることで妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図ることができると想定される。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援ができる環境づくりが急務となっている。自宅又は里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊婦では心身及び経済的な負担が大きく、そのことが理由で適切な医療や保健サービスが受けられないということが想定される。そのため、費用補助を行うことは社会情勢や市民のニーズに適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
交通費の支給額や範囲は、対象者の個別の実情に応じて変動する可能性があるため補助金の交付以外に代替策はない。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる

② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
自宅または里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊産婦の経済的負担の軽減が期待できる。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	妊婦が安全安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスを受けることのできる環境整備が必要である。妊婦健康診査や出産にかかる交通費及び宿泊費の助成に係る経費については助成事業が他になく、自宅または里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動を要する妊産婦の経済的な負担が大きいため、継続する必要がある。

補助金シート（令和8年度）

所属

こども家庭センター

補助金名称	生駒市ファミリー・サポート利用料助成事業
根拠法令	生駒市ファミリー・サポート利用料助成事業実施要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	経済的困難等を抱える世帯等がファミリー・サポートの相互援助活動を受けるにあたっての金銭的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりに資することを目的とする。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	市民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯または多胎児を扶養する世帯に属する依頼会員をサポートする援助会員		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	交付対象者が実施する生駒市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づく相互援助活動		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	補助対象事業に対し依頼会員が援助会員に支払う利用料(平日600円/時間、平日早朝夜間700円/時間、土日祝800円/時間)		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)		
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	2 分の 1	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	—	
	補助限度額	依頼会員 1 世帯のサポートごとに 1 月あたり10,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	開始から 3 年間	
	終期設定の根拠	3 年ごとに見直しを行う。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	地域の力によって子育てが支えられていると思う保護者の割合	%	現状値より上昇	R11
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	17	現状値より上昇	現状値より上昇	現状値より上昇	現状値より上昇	現状値より上昇
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	960	2,808	141	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	640	1,872	94						
その他特定財源	0	0	0						
一般財源	320	936	47						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
利用料の助成により経済的困難等を抱える子育て世帯の負担を軽減し、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てできる環境づくりに資するため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
核家族化で身近な人に子育てを助けてもらえない子育て世帯が増加しているため、地域で子育てを助けあう本事業を利用しやすくなることはニーズに適している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画の施策3に合致している。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市ファミリー・サポート・センター事業は生駒市が事務局を担う事業であるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
本事業利用時の経済的負担の軽減を目的としているため。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
対象世帯の依頼会員の利用が増加したため。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている	有料施設等の使用料補助を行っている		
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	利用料の助成により経済的困難等を抱える子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりに大いに期待できるため。

補助金シート（令和8年度）

所属 国保医療課

補助金名称	生駒市国民健康保険特定保健指導助成事業
根拠法令	・高齢者の医療の確保に関する法律 第20条第1項 同法第24条 ・生駒市国民健康保険条例第7条

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	生活習慣病の予防や重症化防止を目的とする特定保健指導の一環として実施する運動指導について、対象者の自主的な運動意欲を向上させ健康維持につなげるため	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	40歳から74歳の国民健康保険加入者で、特定健康診査を受診した結果により特定保健指導を受けている人	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	市が指定する体育施設等運営事業者が市内で運営する施設の利用料の助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	施設使用料	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	上限までの全額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	保健指導期間中に対象者が希望するメニューを自由に選択できるようにし、運動の機会を提供
	補助限度額	一人につき4,000円
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
補助金の終期	終期	令和12年9月末
	終期設定の根拠	第3期データヘルス計画の終期が令和11年度末であり、令和11年度特定健診受診による特定保健指導を開始できる最終月が令和12年6月のため、同月開始対象者の施設利用期限

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	特定健康診査受診率(生駒市データヘルス計画)	%	45	R11
②	特定保健指導実施率(生駒市データヘルス計画)	%	40	R11

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	35.2	42	43	44	45	
②	7	34	36	38	40	

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	800	800	97	800	70	8.8%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源	800	800	97	800	70				
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	B ある程度つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
国民健康保険被保険者の特定健診・特定保健指導の受診促進につながり、自身の健康管理に役立てていただき、医療費抑制につながっている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B ある程度適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
国が進める国民皆保険制度の安定運営や、市民の健康寿命の延伸につながる保健事業の一つとなっている。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	B ある程度適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
総合計画における、健康的な暮らしの実践促進や、安定的な医療保険制度の運用につながっている。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
国民健康保険の保険者として、実施すべき特定健診・特定保健指導の推進に必要である。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	B 今後検討する必要がある
(上記のように評価した具体的理由)	
直接実施を行ってきた中で、補助金を活用しての事業を展開したが、委託業務の活用等、地域資源の状況により検討は継続する。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
特定保健指導の実施費用として妥当な経費で実施しており、協力スポーツ施設との連携により、市民の選択肢の幅も広がっている。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	—	本人が利用したスポーツ施設へ直接支払っている。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	高額な経費は発生しない。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他（ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況（千円）					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	国民健康保険の保険者として、実施すべき特定健診・特定保健指導の推進に必要で、特定保健指導実施期間の運動指導や運動する機会の提供として、適当であると考えため。